

浮き城のまち景観賞 ～ 制度概要 ～

目 的

長い歴史に育まれた郷土の資源を見つめ直す『きっかけ』づくりとともに、「景観」に対する市民意識の醸成及び向上を図り、景観に配慮したまちづくりを推進していくための『機運』を高める。以って地域の個性を伸ばす景観形成に寄与することを目的とする。

経 緯

平成 17 年度に創設。これまで 3 回の実施により、計 6 作品を表彰。

表彰対象

市内に所在する建築物等（建築物若しくは一団の建築物又はその他の構築物）で、現に使用されているもの。国や県、市の所有物は除く。

周辺環境の向上と景観上の調和を図った建築物等

植栽など一体的に美観形成を図り、まちづくりに寄与している建築物等

都市空間を効果的に利用し、市民に親しまれ、心に潤いを与えている建築物等

建築物自体の美しさを造形意匠上、効果的に表現した建築物等

その他浮き城のまち景観賞の表彰の目的に該当する建築物等

その他、目的に対し特に功績のあった者。

景観協定やまちづくり規範などを策定し、景観に配慮したまちづくりを行うことに寄与した個人又は団体

魅力的なまちづくりの活動や良好な景観を守り育てる活動を積極的に行っている個人又は団体

審査基準

「行田らしさ」「自然とやすらぎ」「美しいまちづくり」の 3 つの視点から審査し、委員一人ひとりの感性により評価（一次審査のみ点数化）

浮き城のまち景観賞 ～ 制度概要 ～

審査方法

① 一次審査

審査基準により点数評価。現地審査の対象となる 10 作品を選定する（作品の数がこれに満たない場合は省略）。

② 現地審査

審査基準を参考に現地を自らの目で確認し、各自の観点から自由に評価。

③ 最終審査

先の評価結果を各自出し合い、他者の意見を参考にしながら、各自の評価を固める。

④ 選 定

各自の一押し～三押しまでの作品を選出し、ABC の順でランク付け。

⑤ 決 定

A の得票が多い作品を「浮き城のまち景観賞」受賞作品として決定する。なお、作品数により最大で 2 作品を決定する。

表 彰

該当作品の設計者、施工者、建築主の三者を表彰。

以上